

令和 7 年 12 月 16 日  
八 戸 市

## 令和 7 年度 実施方針の策定の見通しの変更について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 4 月 2 日付で公表した下記の実施方針の策定の見通しについて、次のとおり変更します。

記

### 【変更前】

特定事業の名称	新八戸市体育館整備等事業
期間	令和 8 年度から令和 27 年度まで
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・長根公園水泳プール、八戸市スポーツ研修センター等の解体撤去業務</li><li>・新八戸市体育館等の設計、建設、工事監理及び運営準備業務</li><li>・新八戸市体育館、長根公園野球場、八戸市武道館等の維持管理・運営業務</li></ul>
公共施設等の立地	八戸市大字壳市字輿遊下 3 番地 (長根公園)
実施方針を策定する時期	令和 7 年 6 月 (令和 7 年 8 月市議会経済協議会資料にて、策定時期を令和 7 年 10 月に変更)
担当課	八戸市 観光文化スポーツ部 スポーツ振興課 TEL : 0178-43-9159 (直通) E-mail sportsshinkou@city.hachinohe.aomori.jp

### 【変更後】

令和 7 年度の公表予定はありません。

#### (変更理由)

事業スケジュール等の精査のため。